

JIS 確認の申出に係る審議について

日本産業規格（以下、JIS という。）は、産業標準化法に基づき、JIS を制定又は確認若しくは改正した日から少なくとも 5 年を経過するまでに見直す必要があります。多数の JIS があることから効率的な運用のために、毎年度一括して JIS 見直しを行うこととしております。JIS の見直しの流れ及び産業標準作成委員会の審議方法は、別添 1 をご参照ください。

今回のご審議は、別添 1 の（3）JIS 確認の申出に係る審議です。

前回の産業標準作成委員会（2021 年 12 月 2 日議決）でご承認いただいた、2022 年度に見直し期限を迎える基本分野の JIS のうち 2022 年度中の公示予定を「確認」とする JIS について、JSA ウェブサイトに JIS 作成予定一覧表の公表を掲載し、利害関係者の意向を確認したところ、利害関係者からのご意見等はありませんでした。

この結果を踏まえて、別添 2 に、2022 年度中の公示予定を「確認」とする JIS 及び作成審議経過等を作成いたしましたので、これらの JIS を「確認」としてよろしいか最終のご審議をお願いいたします。

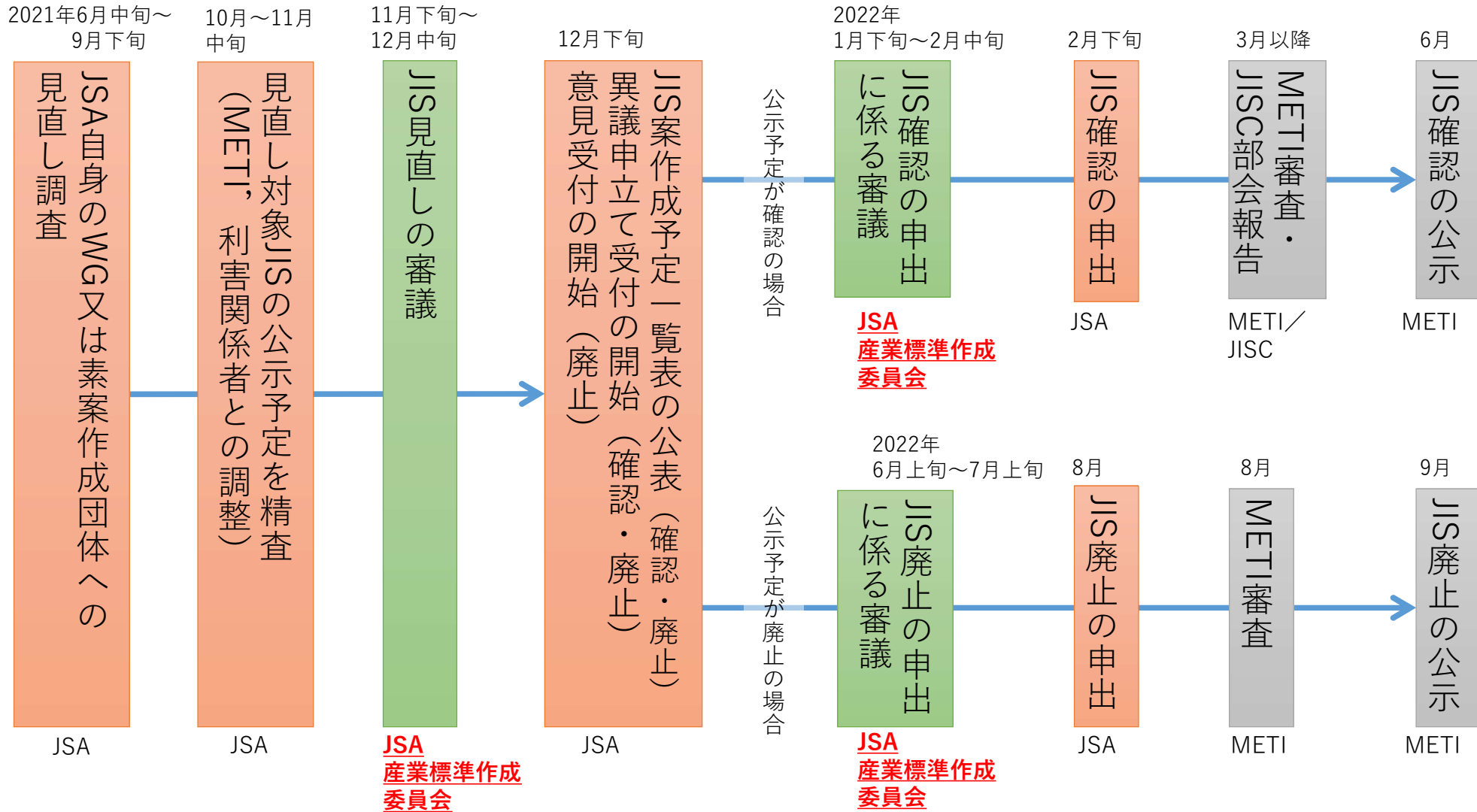
委員会において議決された場合には、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定に基づき、主務大臣に申出いたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。

注記 JIS 法令上、別添 2 別紙 2 の 3. ②JIS 作成予定一覧表の公表、③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保及び④異議申立ての機会の確保は、主務大臣に対して申出を行うまでの過程において行うこととしております。現時点では、利害関係者からのご意見等はありませんが、審議中又は審議後に意見等があった場合で、議決結果の変更又は意見等を採用しない場合は、再度、産業標準作成委員会にお諮りいたします。

JISの見直しに関する審議

(1) JIS見直しの流れ



(2) JIS見直しの審議について

目的： 次年度に5年見直し期限を迎えるJISについて、「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの見直し方針を決定します。

1. 利害関係者の意見を確認するため、JSAが見直し対象のJISを抽出し、調査します。
 - ※ 見直し対象は、次年度に5年見直し期限を迎えるJISです。
 - ※ 技術的動向、対応国際規格や引用規格の改正・廃止などを背景に、JISを改正する必要があるのか、確認でよいのか、又は廃止するかなどを調査します。

(2) JIS見直しの審議について (続き)

2. JSAが調査結果に基づき、それぞれのJISについて「改正」、「確認」又は「廃止」のいずれにするかの案（以下、JIS見直し案という。）を理由とともに作成します。

その際には、必要に応じて、JSA自身のWG又は素案作成団体に事実確認を行います。

その後、産業標準作成委員会にお諮りします。

- ※ 当該JISが次に該当し、次年度までに「改正」又は「廃止」の公示を予定している場合は、JIS見直し案を「改正」又は「廃止」とします。
- ※ 当該JISが次に該当し、これから改正又は廃止に着手するため、次年度までに「改正」若しくは「廃止」の公示ができない場合、又は次に該当しない場合は、JIS見直し案を「確認」とします。

改正又は廃止が必要な要因
市場実態又は技術動向に合わせ、最適な技術内容とすべく、規定内容の変更が必要
社会的要因で規定内容の変更が必要（環境問題など）
対応国際規格の改正又は廃止があり、規定内容の変更が必要
対応すべき国際規格が新たに制定され、それに整合することが必要
引用規格の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
引用すべきJISが新たに制定された
整合すべき（参照している）法規の改正及び/又は廃止があり、規定内容の変更が必要
整合すべき（参照している）すべき法規が新たに制定された
技術の陳腐化・利用の縮小等、JISの廃止が妥当

(2) JIS見直しの審議について (続き)

3. 産業標準作成委員会でJIS見直し案をご審議いただきます。
 - ※ JIS見直し案の資料については、JSAで事実確認を行っております。
 - ※ 対応国際規格などの改廃状況は、資料2別添2の参照文書（JSA調査結果）に記載しております。
 - ※ ご承認いただいたJIS見直しのうち、公示予定が「確認」及び「廃止」のJISは、JIS作成予定一覧表としてJSAホームページに掲載します。
(利害関係者に対する産業標準作成委員会への参加の機会の確保及び異議申立ての機会の確保のため)

(3) JIS確認の申出に係る審議

目的： 利害関係者の意向を適切に反映するためのプロセスを経て、主務大臣にJISの確認の申出をしてよいかどうかを決定します。

1. 確認のJIS作成予定一覧表の公表によって、利害関係者の意向を確認した後、JSAが日本産業規格作成審議経過報告書（確認）を作成します。
 - ※ 当該報告書では、確認の申出を行う対象JIS、確認する理由、認定機関としてのプロセスの結果（JIS見直しの審議～確認のJIS作成予定一覧表の公表の結果）を示しております。
2. 産業標準作成委員会で日本産業規格作成審議経過報告書（確認）に基づき、ご審議いただきます。
 - ※ JIS見直しの審議の結果から変更がある場合は、JSAからその旨産業標準作成委員会にご報告いたします。
3. 産業標準作成委員会で承認されたJISは、JSAから主務大臣へJISの確認の申出を行います。

日本産業規格作成審議経過報告書（確認）

1. 確認の申出を行う日本産業規格

JIS Q 0031 標準物質—認証書, ラベル及び附属文書の内容 外 7 件（別紙 1 のとおり）

2. 確認の申出を行う日本産業規格に係る主務大臣

経済産業大臣専管

3. 確認の理由

別紙 1 の日本産業規格は、産業標準化法第 17 条の規定による見直し期限を 2022 年度に迎えるものであるが、認定産業標準作成機関として、関係各方面の意見を調査し検討した結果、現行の日本産業規格がなお適正であると認められることから、確認すべきものとして申出する。

4. 確認の申出を行う日本産業規格の作成及び審議に関する事項

(1) 認定産業標準作成機関名；一般財団法人日本規格協会（JSA）

(2) 法令上の区分；

産業標準化法第 16 条において準用する同法第 14 条第 1 項に基づく申出

(3) 産業標準作成委員会名；

適合性評価分野産業標準作成委員会

(4) 産業標準作成委員会の委員構成表及び開催状況；

別紙 2 に記載のとおり。

(5) 作成審議経過

別紙 2 に記載のとおり。

以上

確認の申出を行う日本産業規格

No.	規格番号	規格名称
1	Q0031	標準物質—認証書, ラベル及び附属文書の内容
2	Q17020	適合性評価—検査を実施する各種機関の運営に関する要求事項
3	Q17021-2	適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第2部: 環境マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項
4	Q17021-3	適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項—第3部: 品質マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項
5	Q17024	適合性評価—要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項
6	Q17034	標準物質生産者の能力に関する一般要求事項
7	Q17065	適合性評価—製品, プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項
8	Q27006	情報技術—セキュリティ技術—情報セキュリティマネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項

1. 産業標準作成委員会の委員構成表

1. 1 適合性評価分野産業標準作成委員会

	氏名	所属	種別
(委員長)	久保野 勝男	前 学校法人新潟総合学園 新潟医療福祉大学	中立者
(委員)	浅井 秀一	JIS登録認証機関協議会代表 (一般財団法人日本品質保証機構)	
	菅野 良一	日本マネジメントシステム認証機関協議会 (日本検査キューエイ株式会社)	
	村田 浩美	独立行政法人製品評価技術基盤機構	
	富永 典子	一般社団法人情報マネジメントシステム認定センター	
	細谷 恵	主婦連合会	
(関係者)	高桑 淳	経済産業省産業技術環境局国際標準課	-
	宇賀山 在	経済産業省産業技術環境局国際電気標準課	
(事務局)	中川 梓	一般財団法人日本規格協会	
	山崎 朋子	一般財団法人日本規格協会	
	森下 美奈子	一般財団法人日本規格協会	

※ 産業標準作成委員会の構成委員名簿は2022年1月時点のものである。適合性評価分野産業標準作成委員会は、適合性評価規格を対象としており直接の商取引には関係せず、グループを特定しにくいことから、全ての委員を中立者として構成しているが、適合性評価規格に関係する技術知見者、生産者などの利害関係者によって委員を構成している。

2. 委員会開催状況

開催年月日	委員会区分	出席者数又は回答者数(名)
2021年12月2日	産業標準作成委員会	6/6
2022年2月XX日(予定)	産業標準作成委員会	○/6

3. 作成審議経過

- ①産業標準案作成対象テーマの審議（JIS見直しの審議）；
2021年12月2日 産業標準作成委員会議決
- ②JIS作成予定一覧表の公表；
2021年12月24日～申出予定日（2022年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ③利害関係者の産業標準作成委員会への参加の確保；
2021年12月24日～申出予定日（2022年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ④異議申立ての機会の確保；
2021年12月24日～申出予定日（2022年2月下旬）までJSAウェブサイト掲載
- ⑤産業標準案の作成及び審議（確認の申出に係る審議）；
2022年2月XX日(予定) 産業標準作成委員会議決
- ⑥議事録及び委員会資料の公開；
2022年2月XX日(予定) JSAウェブサイト掲載

4. 利害関係者の産業標準作成委員会への参加に関する内容

参加： 無

5. 異議申立てに関する内容及び結果
異議申立ての有無： 無